

司法制度調査会2025提言

～時代の変化に即した司法・法務行政の新展開～

令和7年5月27日
自由民主党政務調査会
司法制度調査会

第1 司法制度の現在地と今後の展開

○ 持続可能で更に充実した総合法律支援の実現

- ・ 民事法律扶助の充実、新たなニーズ・社会課題への対応、持続可能な総合法律支援体制の整備 等

○ 刑事再審制度の在り方

- ・ 法制審議会において、多角的観点からの充実した議論が特に迅速に行われることを強く期待。
- ・ 深い関心を持って法制審議会の調査審議状況を見守り、再審制度の在り方につき引き続き検討。

○ 保護司制度に関する諸課題への対応と“息の長い”支援の推進

- ・ 保護司の安全確保・経済的事務的負担軽減の取組み、保護観察所の体制強化、官民連携拡充 等

第2 激動する国際情勢を踏まえた取組みの強化

○ 「法の支配」の下における司法外交の戦略的推進

- ・ パートナー国との連携強化（戦略的司法対話・法務司法分野におけるウクライナ支援・法制度整備支援、国際研修等で得た人脈等の効果的活用等）
- ・ 民商事法分野における国際社会での主導的役割の発揮、国際仲裁の周知啓発
- ・ 国際法務人材の育成・国際機関等との連携強化、国際会議の成果の更なる展開 等

○ 日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化

- ・ 在留外国人等への支援・情報発信（相談窓口の充実、外国人支援コーディネーター、アウトリーチ支援、オリエンテーションツールの活用促進、共生に関する啓発活動等）
- ・ 送還促進、難民等保護・支援、出入国審査等強化、育成就労制度及び特定技能制度の適正運用 等

○ 国民の安全・安心を確保するためのインテリジェンス機能の強化

- ・ ヒューミントの収集・分析機能強化、AI等の新技術導入、専門人材の安定的確保 等

○ 国境をまたぐ犯罪に対する外国当局との連携体制構築による摘発の推進

- ・ 海外拠点型犯罪の摘発に向けた国際連携の推進 等

第3 デジタルの力を取り込んだ司法・法務行政の機能の一層の高度化

○ 司法分野におけるデジタル化の一層の推進

- ・ 民事・刑事司法手続のデジタル化推進、船荷証券のデジタル化
- ・ 民事裁判情報のデータベース化・法テラスのデジタル化・ADR（特にODR）の推進 等

○ 法務行政分野におけるデジタル化の一層の推進

- ・ 入管DX（日本版ESTA導入、在留審査迅速化・在留管理高度化、難民等認定手続等へのデジタル技術活用等）
- ・ 登記・戸籍のデジタルシステム拡充・体制整備（スマート変更登記、登記情報連携、戸籍記載事項への「氏名の振り仮名」追加の対応等）
- ・ 矯正・更生保護・司法試験・法令外国語訳その他の法務行政のデジタル化の推進 等

第4 犯罪被害者等施策のより一層の推進

○ 犯罪被害者等を支援する体制の抜本的拡充

- ・ コーディネーターを中核とした支援体制の充実、「被害者手帳」の交付とカルテ化の実施、犯罪被害者等支援弁護士制度の本格実施 等

○ 犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成

- ・ 広報啓発期間の「月間」化や官邸を含めた政府全体での広報啓発の充実強化、犯罪被害者等の休暇制度についての実効的な取組みや制度の検討・促進 等

○ 更なる支援の実現に向けた取組みの促進

- ・ 誹謗中傷対策の促進、損害賠償の履行促進等に関する多角的な検討、諸外国調査の充実 等

司法制度調査会2025提言
～時代の変化に即した司法・法務行政の新展開～

令和7年5月27日
自由民主党政務調査会
司法制度調査会

目 次

はじめに.....	1
第1 司法制度の現在地と今後の展開.....	2
1 はじめに.....	2
2 持続可能で更に充実した総合法律支援の実現.....	2
3 刑事再審制度の在り方に関する検討.....	4
4 保護司制度に関する諸課題への対応と“息の長い”支援の推進.....	4
第2 激動する国際情勢を踏まえた取組みの強化.....	6
1 はじめに.....	6
2 「法の支配」の下における司法外交の戦略的推進.....	6
3 日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化.....	8
4 国民の安全・安心を確保するためのインテリジェンス機能の強化.....	12
5 国境をまたぐ犯罪に関する外国当局との連携体制構築による摘発の推進.....	12
第3 デジタルの力を取り込んだ司法・法務行政の機能の一層の高度化.....	13
1 はじめに.....	13
2 司法分野におけるデジタル化の一層の推進.....	13
3 法務行政分野におけるデジタル化の一層の推進.....	15
第4 犯罪被害者等施策のより一層の推進.....	21
1 この提言に至る経緯.....	21
2 現状認識と具体的施策.....	21
3 わが国の犯罪被害者等への支援の新たな地平に向けて.....	25
おわりに.....	26

はじめに

当調査会は、司法制度改革以来、司法・法務行政が直面する重要な課題を取り上げ、その在るべき姿や具体的な方向性を示すとともに、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値が広く浸透した、あらゆる人々にとって安全で安心な社会の実現を目指して、政府に対し、司法・法務行政が直面する諸課題を克服するための具体的政策を累次にわたり提言してきた。

現在、わが国では、少子・高齢化とそれに伴う人口減少とが地域差を伴いながら急速に進む一方で、デジタル技術の急速な進歩と実装が社会生活の姿を変え、また、在留外国人の増加等を踏まえた多文化共生社会への歩みが進みつつあるなど、大きな社会構造の変化に直面している。また、国外に目を転じれば、ロシアによるウクライナ侵攻から3年が経つ中、対立と分断が深まり、自国優先主義が台頭して、国際協調体制やそれを支えてきた「法の支配」などの重要な価値が揺らいでおり、わが国の進むべき道が問われている。

こうした激動する内外の情勢の中にあっては、歴史の大きな流れを見据え、構想力をもって対峙していくことが肝要であり、司法・法務行政も、国民の権利利益を的確に擁護・保護して安全・安心な社会基盤を整備・提供するため安定的に機能していくべき部分と、急速に変容する社会経済情勢の下で複雑化・多様化する社会課題や人々の法的需要等に応えるため、機動的かつ果断に新たな取組みに踏み出すべき部分とを見定めつつ、迅速かつ的確に対処していかなければならない。

当調査会では、こうしたわが国社会が置かれている現状を踏まえ、令和7年3月から同年5月にかけて、合計4回にわたり会議を開催し、司法・法務行政の在るべき姿について大局的な見地から議論を行った。また、当調査会の下に置かれた「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」（以下「被害者等支援PT」）では、同様に合計5回にわたり会議を開催し、犯罪被害者等やその支援に当たる方々から精力的にヒアリングを行い、犯罪被害者等施策をもう一段階引き上げるべく、議論を行った。

本提言では、当調査会で取り上げた「司法制度の現在地と今後の展開」、「激動する国際情勢を踏まえた取組みの強化」、「デジタルの力を取り込んだ司法・法務行政の機能の一層の高度化」という3つのテーマに加え、被害者等支援PTで議論を進めてきた「犯罪被害者等施策のより一層の推進」について、政府において喫緊に取り組むべき具体的施策を示した。

当調査会は、本提言が示した各種施策が速やかに実現されることを通じて、司法・法務行政が時代に即した新たな展開を遂げ、より一層国民に支持・信頼されるわが国の基盤となることを望むものである。

第1 司法制度の現在地と今後の展開

1 はじめに

今世紀初頭の司法制度改革は、国民的な基盤に根ざし、国民の期待に応える司法制度を目指して、裁判員制度の導入や裁判の迅速化方策、法曹人口の在り方など多岐にわたるテーマにつき大きな改革を行い、当調査会もテーマに応じた小委員会で審議検討するなどしてこの改革を推進した。

それから20年以上が経過したこんにち、司法制度改革の成果が着実にわが国社会に定着・浸透する一方で、社会や人々の価値観が多様化し、人口減少や在留外国人の増加等の社会構造の変化に直面するなど、司法制度改革当時は想定されず、またはいまだ現実化していなかったものを含め、司法制度を取り巻く環境は大きく変容している。

こうした中で、司法が引き続き国民の権利や自由を保護し、紛争を公平公正に解決して社会秩序を維持していくためには、一方では、デジタル技術も活用しつつその人的・物的体制を強化することが必要であり、他方では、時代の変化に即してその在り方について必要な見直しをすることに躊躇してはならない。

2 持続可能で更に充実した総合法律支援の実現

(1) 総合法律支援の現状と課題

日本司法支援センター（法テラス）は、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報や法的サービスを受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）を担う中核的存在として、平成18年に司法制度改革を受けて設立され、まもなく創立20年を迎えようとしている。その間、法テラスは、資力に乏しい方の弁護士費用の負担や司法過疎といった当初想定された司法アクセス障害の改善を図るのみならず、社会経済情勢の変化に応じ、また、特に近時は政府の施策動向を踏まえて、被災者、認知機能が十分でない高齢者・障がい者、DV・ストーカー・児童虐待の被害者、ひとり親、旧統一教会問題及びこれと同種の問題を抱えた方など、社会の様々な法的需要に応えるべく業務範囲を拡大してきた。このように、約20年間にわたって総合法律支援の着実な歩みを進めてきた法テラスは、今や、困難を抱えた方に適切な法的支援を届ける上で不可欠の存在となっている。

もっとも、当調査会のヒアリングにより、近時の業務量の増大に伴う法テラスの人的・物的体制の逼迫に加え、人口減少などの社会構造の変化や価値観の変化が、法テラスの全国的な体制維持に与える困難も明らかになった。

法テラスが、今後、更に多様化していく法的需要に応えつつ、社会構造の変化に対応していくためには、時代に即したこれからの総合法律支援の在り方とこれを支える法テラスの体制を改めて検討し、デジタル技術を活用した新たなアプローチを含め、全国であまねく司法インフラのネットワークを途切れさせることなく持続可能な形で確

立・整備するとともに、様々な困難のために苦しむ方が、適切な法的支援を受けられずに取り残されることがないように、その充実強化に取り組むべきである。

(2) 具体的施策

ア 民事法律扶助の充実強化

民事法律扶助は、資力に乏しい方に対し、無料法律相談や民事事件手続における弁護士等の費用の立替えを行う法テラスの基幹業務であるが、近時、生活保護受給者の増加及び破産申立て事件の増加等を背景とした利用者当たりの費用単価の上昇や償還金収入の減少等に直面している。

しかしながら、主要業務である民事法律扶助において利用者に必要な法的支援を適時かつ迅速に届けられなくなることがあっては、法テラスの存在意義が問われかねないから、そのような事態に陥ることなく適切に必要な法的支援を届けることができるよう、民事法律扶助を抜本的に充実強化すべきである。

イ ニーズの多様化や新たな社会課題に応じたきめ細やかな法的支援の実施

こども、高齢者、障がい者、ひとり親、DVや児童虐待の被害者等や、これらと同じように困難を抱えている方々に広く支援が行き届くようにするため、その多様な法的ニーズや社会経済情勢の変化を適時に把握し、きめ細やかに対応すべきである。

特に、わが国における在留外国人の増加を踏まえ、多文化共生社会を目指していく上では、法的トラブルを抱える在留外国人と国民の双方が必要な法的支援を受けられることが重要であるが、現在、法テラスによる外国人支援に特化した窓口は都内の外国人在留支援センター（FRESC）など一部に限られていることから、在留支援の取組みとも連携し、近時在留外国人が増加している地方でも必要な支援を届けることができる体制を整備すべきである。

ウ 社会構造の変化に対応した全国的に持続可能な総合法律支援体制の整備

法テラスでは、各都道府県に地方事務所を設置するとともに、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士及び職員を配置するなどして、地方における司法アクセスの向上に努めてきたが、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、人事制度の在り方を含め、そのアプローチの方法を検討する必要がある。

具体的には、既存の取組みに加え、専門のスタッフを増配置して各地の自治体等との連携を強化し、ウェブ会議等のデジタル技術も活用するなどして、地域社会や交通インフラが縮小する中であっても、司法過疎地域を含めた全国で、職員の過大な負担を避けつつ必要な法的サービスを届けることができる持続可能な総合法律支援体制を整備・展開していくべきである。

3 刑事再審制度の在り方に関する検討

再審制度をめぐっては、現行法上その規律が必ずしも詳細に定められていない中で、近時、一部の再審請求事件について再審無罪判決までに余りに長い期間を要しているといった問題点が指摘されており、誤った有罪判決を受けた者を速やかに救済するため、再審制度を早急に改正すべきとの意見も見られる。もちろん、処罰されるべきでない者が処罰されることがあってはならず、仮にそのようなことがあった場合には、速やかにかつ確実に確定した有罪判決を是正しなければならないのは当然である。

他方で、通常審に目を向けると、合理的な疑いを超える程度の証明があつて初めて有罪判決がなされることとされており、このような原則に基づき、三審制の下で慎重な審理が行われている。再審制度は、このような過程を経て確定した有罪判決を是正するための手続であつて、基本法である刑事訴訟法の一部をなすものであるから、その在り方を検討するに当たっては、確定判決による法的安定性の確保の必要性をも考慮しつつ専門的な観点からも検討しなければならない。

また、再審制度を真に実効性のあるものとするためには、実際に手続を主宰する裁判官を始めとする法曹実務家の意見を十分に取り入れる必要があるほか、犯罪被害者や遺族も再審請求事件の帰すうに重大な利害を有しているから、再審制度の在り方を検討するに当たっては、これらの者の声にも十分に耳を傾け、再審請求事件の実情も踏まえた多角的な検討が必要である。

本年3月、鈴木馨祐法務大臣は、再審請求事件の実情を踏まえつつ、多角的な観点から再審制度の在り方を検討するため、法制審議会に対して諮問し、同審議会の部会で調査審議が開始された。この法務大臣の判断は、刑事訴訟法を所管する省庁として、再審制度の在り方という、刑事裁判制度の根幹に関わる極めて重いテーマに正面から取り組もうとする決意を示すものであり、当調査会としては、これを多としたい。その上で、今後、法曹実務家や学識経験者等により構成される法制審議会の場において、多角的な観点から充実した議論が特に迅速に行われることを強く期待するとともに、法務省において適時にその調査審議の状況を当調査会に報告することを求める。当調査会は、深い関心を持ってその議論を見守り、再審制度の在り方について引き続き検討を行っていく。

4 保護司制度に関する諸課題への対応と“息の長い”支援の推進

令和6年5月に滋賀県大津市で発生した、保護司が自宅で殺害され、当該保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕・起訴された事案は、社会に大きな衝撃を与えた。保護司は、地域における“息の長い”支援を含む再犯防止の取組みにおいて重要な役割を担う存在であり、保護司が安全・安心に活動できる環境の整備が喫緊の課題となっている。また、同年10月に取りまとめられた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の報告書には、保護司の安全確保策のほか、担い手確保の困難化や高齢化などの課題

に直面する保護司制度について今後講じていくべき各種施策等が盛り込まれており、これらに沿った取組みを着実に推進し、特に、保護司の経済的負担と保護司実費弁償金の請求・支払方法の見直しを含む事務的負担の軽減策を早急に講じていく必要がある。

さらに、“息の長い”支援を推進する観点から、令和7年6月から導入される拘禁刑下における充実した矯正処遇を社会内の各種処遇に適切に引き継ぐとともに、保護観察や更生緊急保護の期間経過後も保護観察所による支援を可能とする「更生保護に関する地域援助」等の取組みの更なる推進に向け、保護観察官の大幅増員など保護観察所の人的・物的体制を強化するとともに、更生保護施設による訪問支援事業、更生保護就労支援事業のほか、更生保護女性会等の関連団体と手を組みながら、官民が連携した取組みについて拡充を図るべきである。

第2 激動する国際情勢を踏まえた取組みの強化

1 はじめに

激動する国際情勢に対応する法務行政の分野としては、司法外交、出入国在留管理、公安調査庁が一翼を担うインテリジェンス等が挙げられる。これらについては、激動する国際情勢を踏まえ、諸外国との連携を強化するなどしながら戦略的にそれぞれの施策を進める必要が特に高く、国民の安全を守り、日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みを着実に進めながら、わが国が中心となって国際社会で「法の支配」を始めとする普遍的価値を浸透させていくことができるよう、以下の各取組みを強化すべきである。

2 「法の支配」の下における司法外交の戦略的推進

(1) 司法外交の現状と課題

現在、世界では、3年余りにも及ぶロシアによるウクライナ侵略を始め、各地で力による現状変更の試みが見られるなど、国際社会の混迷がより深まっており、「法の支配」に基づく国際秩序に対する大きな脅威が生じている。このような国際情勢の中で、全ての人にとって平和で安定した世界を取り戻すためには、わが国が司法外交を通じてより一層のリーダーシップを発揮し、「法の支配」や基本的人権の尊重という普遍的価値を国際社会により深く浸透させていく必要がある。そのために、わが国は、以下のような具体的な施策を通じ、これまでに積み重ねてきた取組みの成果を最大限に活用しつつ、より一層戦略的に司法外交を推進していくべきである。

(2) 司法外交の戦略的推進に向けたパートナー国との連携強化等

ア 法務・司法分野での二国間関係の強化

昨今の緊迫した国際情勢に鑑みると、法の支配の重要性を共有するパートナー国との連携をより一層強化し、法の支配の重要性の共有を揺るぎないものとするのが極めて重要である。太平洋島しょ国、中央アジア諸国、タイ及びイギリスとの間で行っている戦略的司法対話は、MOCや法制度整備支援等を通じて築いた信頼関係を基盤として高級実務者レベルで実現したものであり、今後もこれらの国々との対話を行い、更に連携を強化すべきである。

イ 法制度整備支援の戦略的な実施

法制度整備支援は、わが国の専門家が相手国担当者と対話しつつ、相手国の実情・ニーズに合わせて実施される活動であり、法の支配の確立に資する、司法外交の柱となるものであるから、これまで注力してきたASEAN地域にとどまらず、太平洋島しょ国、中央アジア諸国、アフリカ等にも戦略的に拡大し、強力に推進すべきである。

また、ウクライナについては、令和6年8月に法務省とウクライナ司法省との間でMOCを署名・交換しており、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）や法務総合研究所国際協力部（ICD）を通じ、汚職対策や司法改革などの分野におけるウクラ

イナ支援を速やかに実施すべきである。

ウ 長年にわたる取組みで得た人脈・知見等を活用するための方策の検討

UNAFEI による国際研修は60年超、ICD による法制度整備支援は30年超と、いずれも長年にわたる実績を有する、司法外交にとって極めて重要な活動であり、これらの活動に参加した者の中には、その後に出身国で司法・行政分野の幹部となるなどしている者が少なくない。これらの活動等により得た人脈・法的知見等や、培われたわが国に対する信頼は、わが国の外交上、大変貴重な財産であるが、これまで必ずしも有効に活用されてきたとは言い難く、法務省にとどまらず政府全体でこうした人脈等を効果的に活用するための方策を検討すべきである。

(3) 民商事法分野における国際社会でのリーダーシップの発揮、国際仲裁の周知啓発活動等の推進

民商事法分野において、国際ルール形成や普及の面でわが国がリーダーシップを発揮し、国際社会における法の支配の維持・強化を図ることが重要であり、国際ルール形成などの議論をリードし、形成されたルールを国際社会に浸透させるため、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）などの国際機関への法務省職員の派遣を継続・強化すべきである。

また、いかなる国・地域で国際取引に関する法的紛争が生じた場合であっても、法の支配の概念に基づいて公平・公正に解決されることが確保されるよう、令和6年に取りまとめられた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（令和6年指針）に基づき、官民が緊密に連携し、国際仲裁人材の育成や国内外での周知啓発活動などを推進すべきである。

(4) 司法外交の推進に不可欠となる国際法務人材の育成と国際機関等との連携強化

これまで築き上げてきた司法外交の取組みを礎として、今後の司法外交を更に推進していくためには、多国間関係では国際会議等における議論をリードでき、二国間関係ではきめ細やかな対話を行うことができるなど、国際感覚豊かな法務・司法分野の人材を育成することが重要である。そのためには、研修の活用のみならず、国際会議や条約審査などに戦略的に関与させることにより、法的専門性に加え、高度な語学力に裏打ちされた交渉能力等を兼ね備えた国際法務人材を育成する必要がある。

また、そのような人材のキャリア形成にも配意しつつ、法務省職員を戦略的に国際機関等に派遣し、国際社会で活躍する人材をより多く輩出することを通じて、法務・司法分野におけるわが国と国際機関等との連携を強化すべきである。

(5) 「法の支配」の浸透・定着を目指して開催してきた国際会議の成果の更なる展開

ア わが国の知見を盛り込んだ「再犯防止国連準則」の活用に向けた積極的な支援等

令和3年に開催した京都コンGRESは、国際社会において法の支配の確立を目指

すというわが国の立場を国内外に大きくアピールする機会となった。本年5月、そのフォローアップとしてわが国が策定を粘り強く主導してきた「再犯防止国連準則」が、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の会合において採択された。本準則には、保護司制度を始めとするわが国の知見が盛り込まれており、UNODC等と連携するとともに、UNAFEIによる国際研修やその研修卒業生のネットワーク等を通じるなどし、世界各国において本準則を普及させるための広報活動やその活用のための支援を積極的に行うべきである。

また、国際法務人材となる若者の育成とそのネットワーク構築を目指すグローバルユースフォーラムについても、引き続き開催していくべきである。

イ 法務・司法分野におけるウクライナ支援におけるリーダーシップの発揮

令和5年に開催した司法外交閣僚フォーラムは、アジア唯一のG7メンバー国であり、長年にわたりASEAN各国と信頼関係を構築してきたわが国だからこそ実現・成功できた、司法外交にとって極めて重要なマイルストーンといえる。同フォーラムにおける「G7司法大臣会合」の成果としてわが国が主催してきた「ウクライナ汚職対策タスクフォース」の活動は、ウクライナや諸外国から高い評価を得ており、今後、この活動を強力に推進し、ウクライナの汚職対策支援に強力なリーダーシップを発揮していくべきである。

ウ ASEAN・G7の次世代のリーダー間の相互理解の推進等

司法外交閣僚フォーラムにおける「ASEAN・G7法務大臣特別対話」の成果である「ネクスト・リーダーズ・フォーラム」は、ASEAN・G7各国の若手法務省職員等が集い、ネットワーク構築等を図るものである。こうしたフォーラムの継続的な開催こそが、将来のASEAN・G7の法務・司法分野での人的関係の構築ひいては信頼関係の醸成につながることから、これを引き続き開催して、各国の法務・司法分野において次世代を担うリーダーとの相互理解を深めるべきである。

併せて、「日ASEAN特別法務大臣会合」の共同声明で示された各種コミットメントを実現するための具体的取組みは、「日ASEAN法務・司法ワークプラン」に取りまとめられているところ、わが国とASEANが協力して法の支配を促進するため、ワークプランの内容を着実に実施するとともに、閣僚級の対話を継続して実施する必要がある。

3 日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化

(1) 在留外国人に対する支援の現状と課題

当調査会では、2024年提言においても、「日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化」と題し、中長期的な視点で在留外国人の状況に応じた受入れ環境の整備を進めることを求め、在留外国人を総合的に支援する制度の創設や在留外国人との

共生に係る啓発月間等の創設等多岐にわたる施策を提言した。これを受けて、政府においても、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、共生社会の実現に向けた取組みを進めてきた。

多様性を認め包摂性のある社会、すなわち、多文化共生社会は、わが国に根ざしたものである。政府は、日本型の多文化共生社会の実現に向けて、将来を見据え、わが国と外国との未来の架け橋を育成するとの視点を持ちつつ、在留外国人を取り巻く状況の変化も踏まえながら、出入国在留管理庁が司令塔となって、関係省庁にしっかりと横串を刺し、地方公共団体や外国人支援団体等の関係団体と連携・協力しつつ、取組みを更に進めていく必要がある。

また、日本型多文化共生社会の実現に当たっては、わが国に入国する外国人も、日本のルールや文化等を理解し、尊重し、これを守って生活することが大前提となるべきであり、政府は、外国人の受入れ環境整備にとどまらず、適正な在留管理の着実な推進にも留意し、これらを両輪とした施策を推進していかなければならない。

(2) 具体的施策

ア 多文化共生のための在留外国人等に対する支援・情報発信等

(ア) 各地における相談・支援体制の充実強化等

在留外国人が生活する上で抱える問題は複雑かつ複合的である上、近年の在留外国人の増加に伴い、言語によっては地方公共団体による通訳人の確保が困難となっている状況も見受けられる。

そこで、地方公共団体における一元的相談窓口の設置状況や外国人受入環境整備交付金の活用状況等を検証の上、効率的・効果的な予算執行を行えるよう交付金制度の見直しを図りつつ、一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討するとともに、通訳支援事業等により、在留外国人が地方公共団体の行政窓口で母国語による相談対応や情報提供を受けられるようにして、窓口における相談体制の充実・強化を図るべきである。

また、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげ、解決に導く上で、外国人支援コーディネーターの役割が重要となることから、引き続き、外国人支援コーディネーターの育成・認証を進めるとともに、その運用状況を検証し、更なる制度の充実・強化に向けた検討を進めるべきである。

(イ) 在留外国人等に対する情報発信の充実強化等

在留外国人の中には、言語能力やインターネット環境等の問題から、国や地方公共団体がホームページや SNS 等で提供する情報に自力でたどり着くことができず、あるいは、情報に接することができても自力で支援にたどり着けない方も少なくないと考えられる。そこで、こうした在留外国人に対し、民間支援団体等のネットワークを利用して、情報発信を含むアウトリーチ支援を強化するため、アウトリ

一斉支援の実施を担う団体・地域の拡大を検討すべきである。

また、前述したとおり、共生社会を実現する上で、外国人にわが国のルールや文化等を理解して尊重してもらうことも重要である。そこで、生活・就労ガイドブックや生活オリエンテーション動画といったオリエンテーションツールについて、定期的に更新するなど内容の充実を図りつつ、地方公共団体等における積極的な活用を促進するとともに、在留外国人やわが国に在留しようとする外国人に対しても、各種の広報ツールを活用して周知を図り、その活用を促すことで、わが国のルール等の正しい理解と遵守に努めるべきである。

(ウ) 在留外国人との共生に係る啓発月間に関する取組みの更なる強化

在留外国人との共生社会を実現するには、わが国で生活する人々が共に社会を創っていくことの意義等について関心と理解を深めることが重要である。政府は、令和6年に創設した、毎年1月の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」における会場参加型イベントを含む各種啓発活動を着実に実施するとともに、更なる内容の充実を図り、共生社会の実現に向けた意識醸成を推進すべきである。

イ 送還の促進、難民等の適切な保護・支援及び出入国審査の強化

多文化共生を実現するためには、わが国に適法に滞在する外国人に必要な支援を届ける一方で、不法に滞在する外国人に対する適切な対処も不可欠である。この点、不法滞在者等への対策強化に関しては、令和6年6月の令和5年改正入管法施行により、繰り返し難民認定等申請を行うことによって送還を免れていた者に関し、3回目以降の難民等認定申請については、難民等として認定を行うべき相当の理由がある資料の提出があった場合を除き、難民等認定申請中であっても送還が可能となった。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においても、「令和5年(2023年)通常国会における送還忌避・長期収容問題の抜本的解決のための入管法等改正法案の成立を踏まえ、更に送還忌避者を縮減するため、送還忌避者の傾向や効果的な送還手法等について分析・検証を行いつつ、事案に応じた形態（護送官を付した個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還及びチャーター便による集団送還等）で送還を一層充実させ、送還件数を増加させる。」とされた。これらを踏まえ、更なる送還の促進とそのための体制・環境整備に引き続き取り組むべきである。

次に、難民等の保護・支援に関しては、令和5年12月に開始した補完的保護対象者認定制度を適正に運用するとともに、長期化している難民認定申請の処理につき審査の効率化と審査に従事する人員の確保に努め、標準処理期間内での処理が実現できるように取り組むなど、制度全体として、難民及び補完的保護対象者に対する一層迅速かつ確実な保護及び支援を実現すべく、審査体制及び支援体制を整備する必要がある。そして、適正に認定された難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対しては、わが国における定住・自立のため、原則として「定住者」の在留資格を付

与し、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するとともに、これらの者からの各種相談に対応するなど適切な支援を実施すべきである。

そのほか、留学生・外国人研究者等の受入れ審査についても、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、先端技術流出防止の観点から、令和8年度以降も、引き続き、受入れ時の審査強化に取り組むべきである。

ウ 育成就労制度及び特定技能制度の適正な運用等

令和6年6月に、育成就労制度の創設及び特定技能制度の適正化に係る入管法及び技能実習法の一部改正法が公布され、令和7年3月には、特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針が閣議決定されたことを踏まえ、今後、特定技能制度の適正化及び育成就労制度等の運用開始に向けて、政省令等の整備や分野別運用方針の策定、監理支援機関の許可等の事前申請への対応等を行う必要があるほか、育成就労外国人の日本語能力向上のための日本語に関する新たな試験の導入、日本語教材の開発、本国における日本語学習支援等を実施し、地方公共団体にも地域産業政策の観点から地域協議会への積極的な関与を促すなど、受入れ環境の整備を進める必要がある。

また、育成就労外国人及び特定技能外国人の送出国との二国間取決めの作成に際しては、悪質な送出国が排除され、わが国への育成就労外国人及び特定技能外国人の送出しが適正に実施されるよう適切に協議を行うとともに、特定技能制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、二国間取決めの内容見直しのための協議を進めるべきである。

このように、政府としてこれまで以上に積極的に外国人材の受入れを進める中、育成就労制度及び特定技能制度を円滑に運用するため、外国人育成就労機構の体制整備を含め、関係省庁が一層緊密に連携して人的・物的体制の効果的な整備を進めるとともに、外国政府との必要な連携を強化すべきである。

さらに、日本型多文化共生社会の実現に当たっては、外国人材の受入れ機関が、受益者負担の観点からも、応分の負担をすべきである。令和7年3月に閣議決定された特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針において、育成就労外国人及び特定技能外国人の受入れ機関には地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があるとされたことも踏まえ、政府は、特定技能制度において、地方公共団体を実施する外国人との共生施策に対する受入れ機関の協力に係る取組みを適切に運用するとともに、育成就労制度においても、受入れ機関による育成就労外国人への支援の実効性を高めるための具体的な取組みを検討すべきである。加えて、特定技能制度及び育成就労制度において、現行技能実習制度の地域協議会と同様の協議会を組織し、地方公共団体もこれに積極的に参画させることなどにより、地域の特性等を踏まえて地域産業政策としての外国人材の受入れ環境の整備等を行うべきである。

4 国民の安全・安心を確保するためのインテリジェンス機能の強化

(1) 厳しく複雑な安全保障環境を受けたインテリジェンスの重要性と課題

近年、わが国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が高まっている。また、サイバー空間では、SNS 上での偽情報の拡散や、情報の窃取等を目的としたサイバー攻撃が日常的に発生している。さらに、わが国が保有する機微技術・データ・製品等の不当な獲得を企図したとみられる各種働き掛けも確認されるなど、安全保障上の脅威による国民の社会生活への影響が、日増しに大きくなっている。

わが国の持続的な発展や、国民生活の安全・安心を確保するためには、必要な法整備を含め、わが国政府がこれら脅威に適切に対応する必要があるが、質の高いインテリジェンスはそのために必要不可欠であり、当調査会が行った専門家のヒアリングでも、わが国のインテリジェンス機能の強化が喫緊の課題であるとされた。

(2) 具体的施策

わが国におけるインテリジェンス機能・体制の在り方は、司法・法務行政の範囲を超え、政府全体として検討されるべき問題であるが、その一翼を担う公安調査庁において、偽情報の拡散を含む影響工作或サイバー空間、経済安全保障上の脅威等に確実に対応できるよう、ヒューミント（人的情報）収集・分析機能を強化するため必要な予算・人的措置を行うべきである。

また、公安調査庁においては、偽情報の早期把握やサイバー関連動向の解析等を進めるべく、AI 等の新技術を積極的に導入するとともに、多様な脅威に対応するため、専門人材を安定的に確保すべきである。

5 国境をまたぐ犯罪に関する外国当局との連携体制構築による摘発の推進

近年、特殊詐欺等の拠点が海外にも存在しており、また、SNS 等で海外拠点へおびき寄せられ、詐欺等の犯罪に加担させられる事例も発生している。こうした海外拠点型の特殊詐欺等の摘発を推進するため、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等の円滑・迅速化に取り組むとともに、関係諸国と協働した取組みを推進し、外国当局とより緊密に情報共有等が可能となる連携体制の構築を検討する必要がある。

また、日本の漫画やアニメ等のコンテンツが海外の海賊版サイトから発信されるなど、コンテンツ産業のデジタル化、インターネット環境の進化により、海賊版による被害は、巧妙・多様化している。こうした現状に対応するため、海賊版サイトに関する外国当局との国際捜査共助の強化等、国際連携の一層の推進を図ることが必要である。

第3 デジタルの力を取り込んだ司法・法務行政の機能の一層の高度化

1 はじめに

社会のあらゆる分野でデジタルの力の活用が進められている中、司法・法務行政もまた、国民にとって身近で頼りがいのある存在であり続けるため、デジタル化を通じたシステムや運用の高度化・効率化を進めることが必要不可欠であり、当調査会の2024年提言においても、司法・法務行政におけるデジタル化の一層の推進を求めた。

今般、その進捗状況を改めて把握したところであるが、引き続き、以下の施策について、情報管理にも十分に意を用いつつ、その取組みを一層加速化するとともに、電子申請手続等における各種専門職との連携や、デジタル技術の導入による業務効率化に伴って生じる余剰人員の有効配分など、人的資源の効果的な活用も含めた制度全体としての高度化と利便性向上を図ることによって司法・法務行政機能の強化を進め、全ての人にとって身近で利用しやすい司法・法務行政を実現すべきである。

2 司法分野におけるデジタル化の一層の推進

(1) 刑事司法手続のデジタル化

先般、第217回通常国会において、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が成立した。これにより、令和9年3月までに刑事司法に関わる各種手続がデジタル化され、紙や対面を原則としていた刑事手続は大きな転換点を迎えることとなる。

現在、警察庁・法務省・最高裁判所等が連携し、デジタル化に対応した新たなシステムの設計開発を進めているが、新たなシステムでは、機微な情報を取り扱い、犯罪事象に常時対応することが求められる刑事手続の特性に鑑み、高い情報セキュリティの確保を大前提としつつ、各種捜査機関・犯則調査機関や被害者・弁護人等を含めた関係機関・個人との間で円滑かつ安全に電子データのやり取りを行うことができる機能を実装する必要がある。併せて、近年社会問題となっている匿名・流動型犯罪グループ等による組織的な広域詐欺事件等に適正に対処するため、全国で発生したその種事件の情報をAIで解析し、共犯者間のつながりや首謀者の特定を含む組織の実態を明らかにするなど、AIを利活用した仕組みを構築することも求められる。

政府においては、刑事手続に関与する国民の負担を軽減し、手続の円滑化・迅速化を実現するとともに、先端的なデジタル技術を駆使した捜査活動等により日々高度化する犯罪手法に適切に対応できるよう、デジタル化に向けた環境整備を引き続き強力に推進すべきである。

(2) 民事司法手続のデジタル化

民事・家事関係の裁判手続のデジタル化については、デジタル社会の進展に対応して国民の司法アクセスを向上させ、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため

に必要不可欠との認識の下、強かに推し進められてきたところであり、現在は関係法律が整備されて実施・運用のステージに着実に移行し、既に民事訴訟手続等においてウェブ会議の活用が実現しているほか、今後も、令和8年5月までに民事事件、令和10年までに家事事件等において、書面の全面的なオンライン提出や訴訟記録の電子化等が予定されている。このような現状を踏まえ、更なる民事裁判手続のデジタル化を円滑に実現し、ユーザーである国民がデジタル化による利便性を広く享受できるよう、環境整備を引き続き十分に進めていくべきである。

(3) 司法分野のデジタル化に伴う民事裁判情報のデータベース化及び法テラスのデジタル化

ア 民事裁判情報のデータベース化

民事裁判情報は、現状においても裁判所のウェブサイトや商用のデータベース等を通じて利活用されているが、その数は全体の数パーセントにとどまっていると指摘されており、デジタル社会においては、より一層積極的に活用され、行動規範や紛争解決指針を提示するなど、その公共財としての側面を十全に発揮し、創造的かつ活力ある社会の発展に資することが期待される。今般、その活用促進に向けた基盤となる新制度を創設する法律（民事裁判情報の活用促進に関する法律）が第217回通常国会において成立したことから、新制度が国民各層の理解を得て幅広く利用されるよう、積極的かつ迅速に運用の準備を進めるべきである。

イ 法テラスのデジタル化の推進

民事・刑事の各種手続のデジタル化が順次進められていることを踏まえ、総合法律支援の中核を担う法テラスにおいても、デジタル基盤の整備・強化が必要不可欠であり、各種手続・支援のオンライン化・ペーパーレス化を着実に進めることによって、利用者の利便性が一層向上するとともに、法テラスの業務の効率化にも資することが期待される。そこで、まずは、令和10年度に予定される法テラスの全国的な業務統合管理システムの再構築等のDXが着実に進められるよう、必要な体制整備を図るべきである。

(4) 裁判外紛争解決手続（ADR）をオンライン上で行うODRの推進

裁判外紛争解決手続（ADR）については、近年、デジタル技術を活用しウェブ会議等を用いてオンライン上でADRを行うODRの重要性が指摘されており、中でも、チャットを利用したODRの利用件数が増加するなど、ODRに対する需要が着実に高まりつつある。さらに、今後、令和8年5月までに改正家族法が施行され、子をめぐる紛争の解決手続に関するニーズの多様化が見込まれるところ、こうしたニーズの受け皿として、ADRやODRの重要性が益々高まることが期待される。

そのためには、ADR・ODRが広く国民に認知され、その有用性が理解されること

が前提となるから、政府は、関係機関・団体等と連携しながら、利用者目線に立った効果的な情報発信を行っていく必要があり、認知度調査を通じてその効果を測定しながら、より利便性の高いODRの実装・普及に向けて基盤整備を図るべきである。

(5) 船荷証券等のデジタル化

近年、世界全体の貿易取引が拡大する中、貿易DXの推進がわが国の政府全体の重要かつ喫緊の政策課題となっているが、国際貿易実務で広く利用されている船荷証券（運送品の引渡請求権を表章する商法上の有価証券）は、依然として紙であることが必要とされており、貿易DXの大きな阻害要因となっている。また、国連において船荷証券等のデジタル化を実現するためのモデル法が起草され、諸外国において当該モデル法に準拠した立法がされるなど、船荷証券のデジタル化に向けた国際的な動きも大きく加速している。こうした状況に立ち後れることなく適切に対応するため、令和6年9月に法制審議会が答申した商法等の関係規定の見直しを可及的早期に図るべく、早急な法改正により、船荷証券のデジタル化を急ぐべきである。

3 法務行政分野におけるデジタル化の一層の推進

(1) 電子渡航認証制度の導入など入管DXの推進

ア 出入国在留管理行政のデジタル化（DX）の現状と課題

政府は現在、2030（令和12）年の訪日外国人旅行者数6,000万人を目標に掲げ、各種取組みを進めているところであるが、その実現に当たっては、一層の円滑かつ厳格な出入国管理の実施が不可欠であり、わが国にとって好ましくない外国人の来日を未然に防止しつつ、円滑かつ迅速に出入国審査を行っていく必要がある。

また、わが国の在留外国人数は、令和6年12月末時点で376万人と過去最高を記録しており、今後も、育成就労制度や特定技能制度などを通じて在留外国人の増加が見込まれることから、在留資格の変更や在留期間の更新といった各種申請手続等の利便性を向上させることや、在留外国人の公租公課の未納状況等を含む在留状況及び受入れ環境等を把握した上で様々な情報を分析し、これを活用して各種申請につき適正かつ迅速な処理を行い、不法滞在者を迅速に摘発することなどが不可欠である。加えて、難民等認定申請者数の増加等により難民認定申請の処理期間が長期化している状況を踏まえ、濫用的・誤用的申請を抑制しつつ、迅速に審査手続を進める必要がある。

このように、出入国在留管理行政においては、近時の社会情勢や政府全体の施策動向を踏まえて、各種手続等の迅速化・効率化・厳格化が強く求められており、かつ、これを実現する上で、デジタル技術の活用が強く期待できる分野であることから、以下の具体的施策、特に電子渡航認証制度の早期導入とデジタルの力を取り込んだ行政機能の高度化を積極的に推進すべきである。

イ 具体的施策

(7) 電子渡航認証制度の早期導入による厳格な出入国管理と円滑な出入国審査の両立

急増する訪日外国人旅行者数に対応するため、渡航者からあらかじめ情報を取得して事前スクリーニングを行い、渡航認証をすることにより、テロリスト等のわが国にとって好ましくない外国人の来日を未然に防止することを可能とし、入国者につき出国までの情報を一元的に管理することにつながる電子渡航認証制度（日本版ESTA）の導入に向けた検討を加速する必要がある。同制度については、先般、鈴木馨祐法務大臣から、導入時期を従来の想定より前倒しし、2028（令和10）年度中の導入を目指す方針が示されたところであり、当調査会としても、この方針を多とするとともに、引き続き政府において、同制度の速やかな導入に向けて必要な検討が行われることを強く期待する。また、同制度の導入により、渡航認証を受けた外国人について、到着港において、所要のチェック後、問題がなければウォークスルー型ゲートを通過させることで上陸審査の円滑化を推進するなど、デジタル技術を活用した出入国審査の高度化を進めるべきである。

(イ) マイナンバーカードと在留カードとの一体化

令和6年通常国会において成立した出入国管理及び難民認定法等一部改正法に基づき、利便性の向上を推進するため、早期の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステムの整備等を進めるべきである。

(ウ) 在留審査の迅速化と在留管理の高度化の推進

前記のとおり、わが国における在留外国人数は、今後も増加していくことが見込まれ、それに伴い在留諸申請も増加していくものと想定されるところ、こうした状況において外国人の適正な在留管理を徹底するため、日本版ESTAの導入と合わせて、入国から出国までの情報の一元的管理を実現し、デジタル技術の活用や必要な人員の確保などにより、在留審査の迅速化を図るとともに、外国人の在留状況や受入れ環境についても適時適切に把握し、外国人の適正な在留活動や災害時の支援に繋がるよう、在留管理の高度化や在留支援の充実化を進めるべきである。

(エ) 外国人の公租公課の未納防止

更なる適正な在留管理を目指し、関係行政機関から外国人の公租公課の未納状況に係る情報提供を受けて、適切に在留審査に反映させるなど、在留外国人の公租公課の未納を防止するために必要な仕組みの構築を検討すべきである。

(オ) 難民等認定手続のDX

近年の難民等認定申請者数の増加と申立内容の多様化により平均処理期間が伸び続けることで、真に保護を必要としている方の迅速な保護に支障を来しているとの指摘を踏まえ、誤用・濫用的な難民等認定申請を抑制するとともに審査手続の迅速化・効率化を図るため、入管DXの一環として審査プロセスにおけるAIを含むデジタル技術の活用など、難民等認定手続のDXを推進すべきである。

(カ) 不法滞在者の縮減

不法滞在者や不法就労を助長する者に対する効果的・効率的な摘発等のため、AIを含むデジタル技術の活用等を通じて情報収集・分析機能を強化すべきである。

(キ) 外国人施策に係る財源の確保

電子渡航認証制度や在留諸手続の手数料について、諸外国の水準も踏まえた必要十分な額とすることや、増大が見込まれる外国人のための出入国在留管理等の施策を行う財源として確保することを検討すべきである。

(2) 登記・戸籍のデジタルシステムの拡充及び必要な体制整備等

ア 不動産登記業務のデジタル化

わが国の2割以上を占める所有者不明土地が公共事業・民間取引等に深刻な影響を与えているとの認識の下、その発生予防のための抜本的対応として、不動産登記情報の最新化を図るための関係法律が整備され、相続登記及び住所等変更登記の義務化や、その環境整備策として、デジタル技術を活用し、登記官が職権で住所等変更登記を行う「スマート変更登記」の創設等の措置が講じられた。政府においては、スマート変更登記の実施に向けて、法人・自然人から制度利用に必要な情報の申出を受け付けるなど必要な準備が進められているが、今後、相続登記等の義務化やスマート変更登記に関する積極的な周知広報を行うとともに、住基ネットシステム等との効率的な連携システムの整備を始めとする運用体制の整備を着実に進めるべきである。

イ 地方創生に資する「登記情報連携」の大幅な利用拡大

わが国では、都市開発や税務調査など様々な行政事務において、不動産や会社・法人の登記情報が広く用いられており、その利用件数は年間3千万件以上に及ぶ。行政機関の職員が登記情報の取得のために法務局に赴く負担を軽減するべく、これまでも、国の行政機関（省庁）が職場にいながら登記情報を事務端末で直接かつ直ちに確認することを可能とする「登記情報連携」の仕組みが整備されてきたが、今後は、地方創生・地方DXの観点から、地方も含めた行政のデジタル化を強力に推進し、地方行政サービスの効率化や国民の負担軽減を図るため、地方公共団体を広く対象として「登記情報連携」の大幅な利用拡大を推し進めることが最重要である。政府では、能登半島地震の被災地など一部の地方公共団体を対象とした試行的運用を経て、令和7年度から「登記情報連携」の取組みを全国の地方公共団体に拡充予定であるが、地方がそのメリットを早期かつ十分に享受できるよう、先行して導入した地方公共団体における好事例も共有しつつ、令和7年度中に「登記情報連携」を利用可能とする地方公共団体数を大幅に拡大し、令和8年度中には全ての地方公共団体で利用が可能となることを目指し、地方のDX推進に資する「登記情報連携」の取組みをスピード感を持って強力に推し進めていくべきである。

ウ 登記・戸籍のデジタルシステムの更なる拡充

わが国では、不動産登記において2億件以上の土地・建物が、商業登記については400万社を超える法人が登記として公示されており、世界に誇るべき社会経済活動を支える官民の基盤インフラとして、登記制度の信頼性・重要性は一層増している。登記制度に関しては、これまでも、インターネット上での登記情報の確認を可能とする登記情報提供サービスの拡大やスマートフォンを用いたオンライン登記申請の導入など、ユーザー目線の見直しが進められてきたが、今後も、登記手続の利便性向上に向けた不断の対応が不可欠である。特にユーザーから要望が強い、登記手続費用の支払に係るキャッシュレス決済の段階的な導入（クレジットカード払いの導入等による印紙納付の段階的廃止）など、デジタル社会にふさわしいユーザーフレンドリーな利用環境の充実に、一層スピード感を持って取り組むべきである。

また、戸籍制度については、令和元年の戸籍法改正により、戸籍情報のデジタル連携が進められ、国民が利便を享受できる環境が整いつつあるものの、制度の拡充に伴い、広域交付の更なる利用拡大や、都道府県と市区町村が連携した戸籍情報のデジタル利用の開始など、戸籍情報連携システムの負担が増大しており、システムの安定稼働の観点からの課題も顕在化している。

今後、戸籍デジタルサービスの更なる拡充に向けて、戸籍情報連携システムのインフラ環境を強化充実させて利便性を向上させるとともに、システム稼働コストについて利用者の適正な負担を図る手数料の見直しも含めた対応を早急に講じるべきである。

さらに、司法書士・弁護士等の専門資格者が行う戸籍の職務上請求のオンライン化については、ニーズが高まっているが、運用がいまだ実現していない。今後、不正利用の防止措置など必要な対応を行った上で、専門資格者と連携した試行実施も含め、実現に向けた検討・準備を加速すべきである。

エ 戸籍の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

行政のデジタル化の一環として、各種情報システムにおける検索・管理の能率化などを目的に、令和5年6月に戸籍法が改正され、戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が新たに追加されることになった。これにより、官民間問わず様々なサービスで氏名の振り仮名が本人確認事項として利用可能となるなど多くのメリットが期待されるが、制度開始に際しては、令和7年5月以降、戸籍に記載予定の振り仮名を国民の全世帯に通知して確認を求め、誤りがあれば届出を要することとされており、今後、この全国民を対象とした通知等を通じ、氏名の振り仮名を正確に戸籍に記載する作業を着実かつ円滑に進めることが何より重要である。そこで、政府は、関係機関と連携して、本制度の目的や通知内容を国民にあらかじめ十分に周知するなど、混乱が生じ

ないよう万全を期した上で、市区町村から全国民に対して行う通知を確実かつ丁寧に行うとともに、コールセンターやマイナポータル等を活用した国民からの問合せ・届出の円滑な対応を徹底する必要がある。政府の責任において、各種事務を担う市区町村及び国民の負担軽減策を十分に講じつつ、着実に対応を進めるべきである。

(3) 拘禁刑の導入に伴う矯正行政のデジタル化の推進

令和7年6月から導入される拘禁刑においては、個々の受刑者の特性に応じた処遇が求められている。このような処遇を実現するため、適切な環境を確保した上で、その担い手となるおよそ2万4千人の矯正職員について、身に付けているスキルや専門性など職員個々の適性を踏まえた人材マネジメントを効果的に行うべく、人材情報・労務関係業務のデジタル化を推進していく必要がある。

また、専門性を有する多職種の職員が被収容者個々の情報を共有し、これらの情報を蓄積して効果検証にも活用しつつ、再犯防止につなげるため、矯正処遇・再犯防止業務支援システムの利用や、医療 DX に資する医療情報システムの導入等を推し進めていくべきである。

(4) 更生保護行政のデジタル化の推進

刑事手続のデジタル化に対応するとともに、保護司の負担軽減を図るためには、保護観察所と関係機関等との情報の発受のオンライン化等の取組みが不可欠である。これにより、保護観察等の業務への資源集中や関係機関との一層積極的な連携が可能になるとともに、AI 活用等による業務の高度化も期待される。そこで、ガバメントソリューションサービス (GSS)・ガバメントクラウドへの移行に必要なシステム構築等を行うとともに、保護司専用ホームページ“H@ (はあと)”を発展させたポータルサイトの検討を進めるなど、更生保護行政のデジタル化を着実に進めるべきである。

(5) 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化の推進

一層高度化・複雑化する法的需要に的確に対応し、身近で頼りがいのある司法・法務行政を実現するためには、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう環境整備を推進する必要がある。その一環として、プロセスとしての法曹養成の要の一つを担う司法試験及び司法試験予備試験において、デジタル化を迅速かつ強力に推進し、受験者等の負担軽減・利便性向上を図る必要がある。現在、その具体的方策として、令和8年に実施する試験から、出願手続等のオンライン化及び受験手数料納付のキャッシュレス化、CBT (Computer Based Testing) 方式による試験の導入を目指し、その準備が進められているところ、これを確実かつ円滑に実現するために、システム整備及び運用体制の構築等の必要な準備を着実に進めるべきである。

(6) AI 技術を活用した法令外国語訳の取組みの更なる推進等

日本法令の外国語訳を整備して国際発信することは、日本企業の海外進出や対日投

資を促進するとともに、わが国に対する国際理解の促進を図るための法的インフラ整備として重要な取組みである。業務の効率化を図りつつ、高品質な英訳法令をより迅速に公開するため、令和6年4月から政府全体で本格運用を開始したAI翻訳システムについて、各法令所管府省庁における積極的な利活用を推進するとともに、更なる効率的な業務スキームの拡充やAI翻訳の品質面・機能面の向上、品質検査態勢の一層の強化を図り、法令外国語訳の整備を更に推進すべきである。

また、「法の支配」を始めとする重要な価値観が揺らぎつつある中、「法教育」は今後益々重要であるが、学校現場における教員の負担や人口減少が進む地方における教員不足にも配慮する必要がある。そこで、デジタル技術を活用した法教育教材の作成や地域への法教育のコーディネーターの配置により、教員の負担等に配慮したより効果的・効率的な法教育を実践すべきである。

第4 犯罪被害者等施策のより一層の推進

1 この提言に至る経緯

当調査会の下では、被害者等支援PTを設置し、令和5年4月、「犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言」（以下「前回提言」という。）を取りまとめた。これを契機に、政府は、犯罪被害給付制度の改正による給付水準の大幅引上げ、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、犯罪被害者等支援補助金の創設等、各種取組みを行った。これらはそれ自体として強力な施策であり、前回提言はこれを導くものとして重要な役割を果たした。

しかしながら、犯罪被害者等施策には、今なお、その具体化が道半ばの取組みがあるほか、積み残された課題が存在しているため、犯罪被害者やその御家族・御遺族が抱えられている困難は解消されず、また、社会経済情勢の変化等も相まって、むしろ複雑化している。

もとより、犯罪被害者等基本法において「犯罪被害者等」は「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義され（同法第2条第2項）、犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、国内外問わず被害場所等による限定は一切付されていない中で、犯罪被害者等に対する必要な支援は、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」途切れさせてはならないものであり（同法第3条第3項）、そこに困難や課題がある限り、その全ての解消を追求し続けなければならない。その際には、加害者関連の施策も意識し、きめ細やかな支援の実現に向け、高い強度で取り組み、絶えず前進し続けなければならないのである。

このような観点から、被害者等支援PTでは、犯罪被害者等施策をもう一段引き上げるべく、犯罪被害者等やその支援に当たる方々から精力的にヒアリングを行い、最新の実情を把握するとともに、予算・人的体制・国民運動に関する加害者関連の施策との対比も踏まえ、課題を洗い出して整理し、議論を重ねた。これを踏まえて当調査会では、来年3月に政府において予定される犯罪被害者等基本計画の見直しも見据え、以下の諸施策を提言することとした。

2 現状認識と具体的施策

以下の諸施策について、加害者関連の施策に係る予算との対比も意識しながら、必要な予算措置を講じるべきである。また、各施策の次期犯罪被害者等基本計画への反映状況について、被害者等支援PTへの報告を求める。

(1) 犯罪被害者等を支援する体制の抜本的拡充

被害者等支援PTのヒアリングにおいては、「犯罪被害者等は真つ暗闇の中に置かれて右も左も分からない」、「加害者には保護司が伴走して社会復帰をサポートするという体制があるにもかかわらず、被害者にはそれが無い」など、切実な声が出された。また、犯罪被害者等は、精神的な不調からくる身体の不調に悩まされているとの声も聞か

れ、カウンセリングの必要性とともに、カウンセラーを始めとした支援者へのケアの必要性も示された。

犯罪被害者等が置かれた状況は、個々人によって異なり、刻々と変化もする。そのニーズが様々である中、犯罪の種別、被害を受けた場所、支援を求める時期等にかかわらず、犯罪被害者等に寄り添い、中長期的にも支援をつないでいく具体的な仕組みの構築が急務である。

この点、前回提言では「地方における途切れない支援の提供体制の強化」を挙げ、これを契機として、政府は、ワンストップサービスの実現に向け、犯罪被害者等支援補助金を創設するなどの取組みを開始したが、いまだ緒に就いた段階である。今後の取組みに当たっては、それぞれが専門性を発揮しつつも、共通する機能については横串を刺し、効果的かつ効率的に、骨太な支援を提供すべく、ニーズを的確に把握して複数機関・団体にわたる支援を途切れなくつなぐ仕組みを構築していくことが重要である。

これらの問題意識の下、犯罪被害者等を支援する体制の抜本的拡充に向け、次の取組みが講じられるべきである。

① 被害者等支援コーディネーターを中核とした支援体制の充実

「犯罪被害者等支援コーディネーター」を中核としたワンストップによる具体的な支援体制を早急に構築し、仕組みを定着させるためのノウハウの共有、財政的支援、人材育成、実態分析と課題の把握による不断の改善に取り組むこと。

② 「被害者手帳」の交付及び支援経過の「カルテ化」の実施

コーディネーターによる支援をより充実させるため、犯罪被害者等から要望のある「被害者カード」の意志を継いで、「被害者手帳」の具体化を進めるとともに、中長期的支援を念頭に支援経過を記録する「カルテ化」を進めること。また、社会情勢の変化や個人情報保護の要請にも配慮しつつ、情報管理・連携のDX化についても研究すること。

③ 犯罪被害者等支援弁護士制度の本格実施

令和8年度に見込まれる犯罪被害者等支援弁護士制度の本格実施に向け、担当職員など法テラスの人的・物的体制を強化した上、対象となる犯罪被害者等が制度の存在を知らないがゆえに利用できないということがないように、広く制度を周知し、対象となる犯罪被害者等への適時適切な案内、確認等を徹底して、その利用を促進するとともに、犯罪被害者等支援に携わる担い手となる弁護士の拡大に努めること。

④ 犯罪被害に遭った在外邦人に対する支援の充実

国外で犯罪被害に遭った邦人を保護するため、在外公館における現地での支援に関する情報提供の充実を図るとともに、現地での弁護士による法律相談サポートの拡充に向けた検討を行うこと。

⑤ 犯罪被害者等及びその支援者による情報アクセスの改善

犯罪被害者等及びその支援者の利便性を向上させるため、相談窓口や支援メニューを簡便に検索できるポータルサイトを早期に開設するとともに、関係各府省庁の施策を一元的に把握できるようにした上、掲載内容等の改善に努めること。

⑥ 地方公共団体における支援内容の地域格差の解消促進及び関係機関・団体における正しい理解に基づく取組みの徹底

地方公共団体における支援内容の地域格差の解消促進のため、モデルとなる先進的な取組例のほか、条例制定その他の取組状況等を把握し、その情報を共有・公表することで、地方公共団体の取組みを促進すること。

また、関係機関・団体に対し、犯罪被害者等基本法の理念や各種制度に対する正しい理解の更なる周知・徹底を図るとともに、不適切な事例を把握した場合には、適正な対応が支援の現場でなされるための取組みを実施すること。

(2) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成

犯罪被害者等は、犯罪被害そのものによる苦しみだけではなく、その後の社会や周囲とのかかわりの中で、無理解や無関心により孤独感にさいなまれたり、犯罪被害者等の心情を理解しない、ときには悪意のない行動によっても傷付けられたりするなど、二次的被害に苦しんでいる。

この点については、被害者等支援 PT でお話を伺った全ての方から報道によって平穏な生活が害されてしまったことへの悲痛な思いが述べられ、また、捜査への協力や裁判等のために時間を要する中で、休暇を取得できなかつたり、肩身の狭い思いをして休暇を取得したりしているとの訴えもなされた。

これらを踏まえれば、社会全体で犯罪被害者等が置かれた状況や心情を共有し、よく理解して、犯罪被害者等に寄り添い、手を差し伸べていくことが必要である。

この点、加害者の再犯防止に目を向けると、7月を強調月間とする「社会を明るくする運動」が年間を通じて行われ、社会全体として再犯防止を図る気運の醸成が図られているところ、これをも参考にしながら、次のとおり、強力に取組みを進めていくべきである。

① 政府による広報啓発の充実強化

現在、政府において、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として集中的な広報啓発活動が実施されているが、犯罪被害者等を社会全体で支える気運を更に醸成するため、より長期の強化期間を設けることが効果的とも思われることから、「犯罪被害者週間」を「月間」とすることを含め、広報啓発の強化期間の在り方を見直すこと。

また、強化期間に連動して、官邸を含めた政府全体として広報啓発の取組みを行う

など、広報啓発の内容の充実も図ること。

② 民間との連携の充実強化

犯罪被害に遭った場合、捜査への協力や公判への出廷などが必要となるほか、心身の被害の回復のための治療や休養が必要となることから、犯罪被害によって雇用を失うことがないようにする取組みが必要不可欠である。民間企業に対し、犯罪被害者等が置かれた状況についての広報啓発を行うとともに、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について、単に現状の施策の推進にとどまらず、より実効的な取組みや制度を検討・促進すること。

また、国民全体が犯罪被害者等の心情に配慮した温かみのある活動を行う気運を醸成するため、各界各層が連携して、犯罪被害者等支援・保護に関する幅広い広報啓発活動等を行うこと。

③ 更なる支援の実現に向けた取組みの促進

犯罪被害者等からは、例えばインターネット上の権利侵害情報の削除の促進や、加害者の損害賠償責任の履行促進ないし損害賠償請求の負担軽減、刑事手続等への一層の関与など、更なる支援の実現を求める様々な声が寄せられている。これらの中には、既存の制度の活用による実現の可否、新たな制度の構築の要否・可否等も含め、幅広い議論が必要となるものもあるところ、現在、政府が次期犯罪被害者等基本計画の策定に向けて開催している「基本計画策定・推進専門委員等会議」において、まずは次の諸点について充実した議論等を行い、犯罪被害者等のあらゆる困難の解消を目指した取組みを進めるべきである。

① 犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷対策の促進

犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策として、権利侵害情報の削除の実効性確保のための取組みを推進するとともに、ネットリテラシーの向上のための取組みを強化すること。

② 加害者の損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減に関する取組みの促進

犯罪被害について本来的な責任を有するのは加害者であることを踏まえ、受刑中又は保護観察中の加害者への指導、時効の更新等を含めた民事上の負担軽減、犯罪被害給付制度における国の債権管理の在り方などについて、多角的な検討を行うこと。

③ 刑事手続等における被害者参加の確保等に関する取組みの促進

公判前整理手続への被害者参加、被害者参加制度対象事件の拡大、医療観察制度における被害者支援の拡充などについて、多角的な検討を行うこと。

④ 諸外国における犯罪被害者等施策の更なる調査

犯罪被害者等施策を検討する前提として、諸外国における犯罪被害者等施策につ

いて更なる調査を行い、公表すること。

3 わが国の犯罪被害者等への支援の新たな地平に向けて

犯罪被害者等からは、犯罪被害者庁や担当大臣の設置等、抜本的な措置を求める声もあるが、そうした声の背景には、ある日突然犯罪の被害に遭い、何の落ち度もないにもかかわらず、経済的にも精神的にもそれまでの生活を奪われ、平穏な生活を営むことができていないという現実がある。

こうした現実を解消するためには、前記2に掲げた取組みに満足することなく、加害者がその賠償責任を果たすことは当然としても現実に加害者からの賠償も得られていないということを受け止め、これまでの延長線上にはない、全く新たな発想による検討が必要と考えられる。政府においても犯罪被害者等が抱えるこうした根源的な問題に向き合い続けることを求めるとともに、わが党としてもたゆまぬ検討を続けていく。

おわりに

当調査会は、多数の関係者・専門家の意見を聴取するとともに意見交換を重ねて、本提言を取りまとめた。

時代の急速な変化や社会の発展に伴い、わが国を取り巻く国内外の情勢が目まぐるしく変化する中であって、司法・法務行政もまた、そうした時代や社会の変化に取り残されることなく、その要請に応えて、求められる役割を果たしていかなければならない。わが国の司法・法務行政が、現在直面している諸課題を乗り越え、必要な役割を十全に果たせるよう、当調査会としても、本提言に盛り込まれた諸施策の速やかな実行に力を尽くす所存である。

司法制度調査会2025活動状況

① R7.3.14 司法制度調査会

- 司法制度の現在地と今後の展開について
 - ・ 成瀬 剛 東京大学大学院教授
 - ・ 丸島 俊介 日本司法支援センター（法テラス）理事長
 - ・ 法務省

② R7.3.27 司法制度調査会 犯罪被害者等支援PT

- 新全国犯罪被害者の会（新あすの会）よりヒアリング
 - ・ 假谷 実 氏（新あすの会副代表） ほか
 - ・ 法務省、警察庁、内閣府・こども家庭庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

③ R7.4.2 司法制度調査会

- 激動する国際情勢を踏まえた取組みの強化について
 - ・ 小谷 賢 日本大学危機管理学部教授
 - ・ 法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁、文部科学省

④ R7.4.15 司法制度調査会 犯罪被害者等支援PT

- 第4次犯罪被害者等基本計画に基づく取組状況と計画見直しの状況について
- 深圳事案を契機とした在外犯罪被害邦人に対する支援について
- 犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷対策を含む犯罪被害者等の二次的被害の防止について
 - ・ 法務省、警察庁、総務省、内閣府・こども家庭庁、外務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

⑤ R7.4.23 司法制度調査会

- デジタルの力を取り込んだ司法・法務行政の機能の一層の高度化について
- 提言骨子（案）について
 - ・ 法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁、最高裁判所

⑥ R7.4.24 司法制度調査会 犯罪被害者等支援PT

- 加害者の損害賠償責任の履行促進について
- 途切れない支援を提供するための体制整備について
 - ・ 藤澤 由美子 大分県犯罪被害者等支援コーディネーター

- ・ 橋本 理恵 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課防犯・犯罪被害者支援担当主査
- ・ 法務省、警察庁、内閣府・こども家庭庁、総務省、外務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

⑦ R7.5.14 司法制度調査会 犯罪被害者等支援PT

- 犯罪被害者のご遺族よりヒアリング
- 提言骨子（案）について
 - ・ 小沢 樹里 氏（熊谷飲酒事故ご遺族、関東交通犯罪遺族の会代表理事）
 - ・ 松永 拓也 氏（池袋暴走事故ご遺族、関東交通犯罪遺族の会副代表理事）
 - ・ 渡邊 達子 氏（京都アニメーション放火殺人事件ご遺族）
 - ・ 渡邊 勇 氏（同上）
 - ・ 法務省、警察庁、内閣府・こども家庭庁、総務省、外務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

⑧ R7.5.21 司法制度調査会・同犯罪被害者等支援PT 合同会議

- 司法制度調査会2025提言（案）～時代の変化に即した司法・法務行政の新展開～について
 - ・ 法務省・出入国在留管理庁・公安調査庁、警察庁、内閣府・こども家庭庁、総務省、外務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省